

* 第43回県政に関する世論調査 *

【社会全体での暴力団排除の推進について】

問22 県（警察を含む。）では、千葉県暴力団排除条例に基づき、暴力団排除に関する情報の提供、暴力団排除に取り組んだ人への保護措置、広報活動等の支援を講ずることとしていますが、このほかに、あなたが暴力団排除の取組に参加する上でどのような支援が必要であると考えますか。（〇はいくつでも）

	全対象者 %Base	同一の目的 で暴力団排 除に取り組 もうとする 者が集まる 機会の提供	県や警察等 の行政機関 と県民・事 業者が意見 交換できる 場の提供	暴力団排除 に関する経 験者・専門 家等に相談 できる機会 の提供	その他	無回答
		-----	-----	-----	-----	-----
全対象者	1,515	24.4	46.7	53.0	3.2	10.4
【 地域別 】						
千葉地域	300	23.3	47.0	54.0	3.3	10.0
葛南地域	382	26.7	47.4	53.4	2.6	9.7
東葛飾地域	328	19.2	42.4	50.0	5.5	11.9
北総地域	171	31.6	50.9	54.4	2.9	9.4
香取地域	32	28.1	40.6	46.9	-	12.5
海匝地域	41	29.3	48.8	53.7	2.4	2.4
山武地域	54	22.2	48.1	64.8	-	5.6
長生地域	46	17.4	41.3	54.3	-	17.4
夷隅地域	29	37.9	44.8	51.7	3.4	17.2
安房地域	33	15.2	60.6	48.5	3.0	6.1
君津地域	89	22.5	51.7	56.2	2.2	11.2
【 性・年代別 】						
男性（計）	680	29.4	51.5	53.1	3.4	6.9
20代	47	38.3	44.7	44.7	4.3	2.1
30代	117	26.5	52.1	47.0	4.3	6.8
40代	120	24.2	46.7	64.2	2.5	3.3
50代	102	31.4	62.7	60.8	3.9	2.0
60～64歳	93	33.3	52.7	53.8	2.2	5.4
65歳以上	200	29.5	49.0	47.5	3.5	13.5
女性（計）	796	20.1	43.1	53.4	2.9	12.6
20代	70	18.6	52.9	48.6	2.9	4.3
30代	138	22.5	44.2	60.9	2.9	4.3
40代	139	15.1	33.8	56.8	5.0	9.4
50代	132	19.7	48.5	54.5	1.5	8.3
60～64歳	95	21.1	50.5	51.6	3.2	12.6
65歳以上	222	22.1	38.7	48.2	2.3	24.8
【 性別（F1） 】						
男性	680	29.4	51.5	53.1	3.4	6.9
女性	796	20.1	43.1	53.4	2.9	12.6
【 年齢（F2） 】						
20～29歳	117	26.5	49.6	47.0	3.4	3.4
30～39歳	255	24.3	47.8	54.5	3.5	5.5
40～49歳	259	19.3	39.8	60.2	3.9	6.6
50～59歳	234	24.8	54.7	57.3	2.6	5.6
60～64歳	188	27.1	51.6	52.7	2.7	9.0
65歳以上	423	25.5	43.5	47.8	2.8	19.6
【 職業（F3） 】						
自営業主（計）	105	29.5	54.3	51.4	5.7	5.7
農林漁業	23	30.4	69.6	30.4	-	13.0
商工サービス業	37	29.7	48.6	64.9	5.4	8.1
自由業	45	28.9	51.1	51.1	8.9	-
家族従事者（計）	21	9.5	23.8	47.6	4.8	23.8
農林漁業	6	-	16.7	33.3	-	50.0
商工サービス業	15	13.3	26.7	53.3	6.7	13.3
勤め人（計）	663	25.0	48.7	55.5	3.6	6.0
管理職	118	29.7	53.4	56.8	0.8	6.8
専門技術・事務職	326	23.0	44.5	53.1	4.9	6.4
労務職	219	25.6	52.5	58.4	3.2	5.0
無職（計）	659	23.4	45.8	51.4	2.1	13.4
主婦	443	21.0	45.1	53.0	1.8	13.3
学生	13	15.4	38.5	38.5	7.7	15.4
その他	203	29.1	47.8	48.8	2.5	13.3
【 家庭でのポジション（F4） 】						
世帯主	750	27.6	49.1	53.9	3.7	7.9
家事担当者	545	20.2	45.3	53.9	2.0	10.8

* 第43回県政に関する世論調査 *

【社会全体での暴力団排除の推進について】

問22 県（警察を含む。）では、千葉県暴力団排除条例に基づき、暴力団排除に関する情報の提供、暴力団排除に取り組んだ人への保護措置、広報活動等の支援を講ずることとしていますが、このほかに、あなたが暴力団排除の取組に参加する上でどのような支援が必要であると考えますか。（〇はいくつでも）

	全対象者 %Base	同一の目的 で暴力団排 除に取り組 もうとする 者が集まる 機会の提供	県や警察等 の行政機関 と県民・事 業者が意見 交換できる 場の提供	暴力団排除 に関する経 験者・専門 家等に相談 できる機会 の提供	その他	無回答
全対象者	1,515	24.4	46.7	53.0	3.2	10.4
その他	153	24.8	43.8	51.0	3.9	13.1
【 未婚（F5） 】						
未婚	234	26.5	47.0	51.7	4.3	5.6
既婚（配偶者有）	1,085	24.3	47.5	54.5	2.7	9.2
既婚（配偶者離死別）	137	23.4	40.9	50.4	4.4	19.7
【 子どもの有無（F5-1） 】						
1人	224	23.7	45.5	60.7	4.0	6.7
2人	620	24.4	44.7	53.2	2.6	11.9
3人	220	25.0	54.1	49.1	1.4	8.6
4人	21	23.8	42.9	76.2	-	14.3
5人以上	5	20.0	40.0	20.0	40.0	20.0
子どもはいない	122	23.8	47.5	51.6	4.1	9.8
【 子どもの年齢（F5-2） 】						
0～2歳の子ども	116	24.1	47.4	56.9	1.7	5.2
3歳以上の未就学の子ども	109	22.9	49.5	51.4	2.8	5.5
小学校・中学校在学中の子ども	217	18.9	49.3	59.4	5.1	4.1
高校在学中の子ども	103	22.3	39.8	60.2	2.9	8.7
短大・高専・各種学校・専修学校在学中	20	15.0	55.0	60.0	-	5.0
大学・大学院在学中の子ども	86	26.7	46.5	66.3	4.7	2.3
学校を終えた未婚の子ども	275	21.5	49.1	51.3	1.8	12.7
結婚した子ども	163	30.1	47.2	54.0	1.2	15.3
同居している子どもはいない	215	26.5	44.2	53.5	3.3	10.2
【 家族構成（F6） 】						
単身	140	23.6	40.7	51.4	4.3	10.7
夫婦のみ	399	26.8	47.4	51.9	2.8	11.0
二世帯世帯（親と子）	738	23.6	48.0	55.8	2.8	7.6
三世帯世帯（親と子と孫）	147	23.1	47.6	50.3	2.0	13.6
その他	32	28.1	37.5	46.9	15.6	15.6
【 65歳以上の家族の有無（F7） 】						
いる	706	24.5	45.5	49.9	3.0	14.4
いない	767	24.3	48.1	56.8	3.3	5.7
【 住居形態（F8） 】						
持家（一戸建）	962	25.1	46.9	53.3	2.9	10.2
分譲マンション・アパート	217	23.5	48.4	51.6	2.8	12.0
民間の借家（一戸建）	35	20.0	42.9	57.1	-	14.3
賃貸のアパート・マンション	162	25.3	46.9	57.4	3.1	4.3
公社・公団・県市町村営住宅	44	20.5	45.5	40.9	13.6	13.6
社宅などの給与住宅	42	21.4	42.9	61.9	2.4	4.8
住み込み・寮・寄宿舎	8	25.0	50.0	50.0	-	-
その他	3	-	33.3	33.3	-	33.3
【 千葉県居住年数（F9） 】						
1年未満	3	-	33.3	66.7	-	-
1年～3年未満	33	18.2	42.4	69.7	-	3.0
3年～5年未満	34	20.6	55.9	52.9	5.9	5.9
5年～10年未満	87	27.6	42.5	54.0	2.3	10.3
10年～15年未満	90	22.2	43.3	51.1	6.7	6.7
15年～20年未満	86	30.2	45.3	53.5	7.0	5.8
20年～30年未満	257	26.1	50.2	55.3	2.7	7.0
30年以上	908	23.8	46.9	52.5	2.6	12.0
わからない	2	50.0	-	-	50.0	-